

## 松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第11回〕

令和2年10月1日(木) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・JR東海
- ・長野県

### 3. 会議事項

- (1) 中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬について〔別冊資料〕
  
- (2) 地元代表者会議及び議会より出された意見要望等について〔P 4 参照〕
  
- (3) 今後の予定について〔P 5 参照〕

### 4. そ の 他

- ・新たな発生土活用先の提案募集結果について

### 5. 閉 会

## 松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属役職等	備考
(1)	大蔵 秋利	古町区会	
(1)	高坂 義宏	上新井区会	
(1)	西條 和男	名子区会	
(1)	饗庭 光雄	大島区会	
(1)	大澤 今男	上片桐区会	
(1)	清水 正育	福与区会	
(1)	唐澤 功	部奈区会	
(1)	下澤 洋貞	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
(4)	熊岡 正志	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	中島 芳夫	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	井上美智恵	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
(5)	米山 義盛	公募委員	
(5)	松下 正博	公募委員	
(5)	田中真喜子	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等  
 (5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR 東海等に対し、説明者の出席を求めることを予定している。

## (主催者側) 出席者名簿

※敬称略

### ○J R 東海

中央新幹線建設部 名古屋建設部

担当部長 古谷 佳久

中央新幹線 長野工事事務所

所 長 平永 稔

副 長 村中 宏豪

主 席 齋藤 寛泰

主 席 工藤 優翔

大鹿分室長 太田垣 宏司

大鹿分室係長 三品 雄亮

### ○長野県

飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

調整課長 折井 克壽

課長補佐 斉藤 健郎

担当係長 平 哲聡

### ○松川町

町 長 宮下 智博

副 町 長 久保 友二

・事 務 局

建設課長 小沢 雅和

リニア対策室長 佐々木 保

・オブザーバー 全課長・局長

(2) 地元代表者会議及び議会より出された意見要望等について

運搬(ルート)に関すること	道路改良に関すること	安全対策に関すること	その他
<b>●沿線 5 区代表者会議</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートは県道松川インター大鹿線が一番良いことは誰もが認めることだが、商店街にとってはマイナス効果しかない。ルートの分散を。</li> <li>・できれば県道松川インター大鹿線は通ってほしくない。</li> <li>・東浦交差点から上、上新井交差点から下は1本道となる。時間制限を設けてもらいたい。</li> <li>・下垣外を通る南ルート、的場橋は狭い。広域農道の下垣外交差点も狭い。またその先は急坂だ。検討を。</li> <li>・片桐松川沿いのルート、平石橋の両岸が狭隘のため、地元車とのすれ違いに支障が出てくるので検討を。</li> <li>・一般車が混む時間帯の交通量に配慮を。</li> <li>・新宮ヶ瀬橋の開通後は、飯田市方面へ行く際、竜東も選択肢に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片桐松川沿いのルート、北側の竹村工業側をダンプが走ると地元車は対岸を走りたくなる。ネックとなるJR陸橋下のクランクの改良を。</li> <li>・JRの資料中、幅員不足の要注意箇所は改良を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道松川インター大鹿線は町の重要施設が並ぶ一番危ないルート。安全対策の徹底を。</li> <li>・危険個所に誘導員を立ててもらいたい。</li> <li>・通勤、通学時は特に安全に注意してもらいたい。</li> <li>・東浦交差点の混み合う対策を。</li> <li>・信号機を時差式にすることも考えて。</li> <li>・古町境の沢線は主要道路のため、8時30分過ぎになると交通量も多い。誘導員だけでは不安。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の振動対策への戸別相談を。</li> <li>・500台が想像つかない。シミュレーションを示して。</li> <li>・地元へ理解してもらうために、しっかり説明を。</li> <li>・令和5年度以降の工程も示して。</li> <li>・地元は消費にも期待している。食料、燃料、車の整備など。</li> </ul>
<b>●議会</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ルートに絞らず、4ルート、5ルートと考えて。</li> <li>・町道鶴部線も使って。</li> <li>・新井商店街は極力通らないようにしないと、お客がダンプを怖がって来なくなり、壊滅してしまう。</li> <li>・町道洞新線を国道へ真っすぐ繋ぐ。またその対岸へ道路を開けるなど、人家の少ないところを通る努力、姿勢を。</li> <li>・渡場交差点から北へ向かう県道18号線を利用することも考えて。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機のある個所に右折レーンの設置を。特に上新井交差点に。</li> <li>・町道護岸線の対岸ルート、JR飯田線の下にボックスを入れてダンプが通れるようにするなどして改良を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生への安全対策を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行のシミュレーションを示して。</li> <li>・「こういう対策をとっていきます」とか「こういうことをJRにやってもらいます」など、具体的なものを示さないと理解されない。</li> <li>・JRの運搬台数と合わせて従来走っているダンプの台数も示して。</li> <li>・具体的に伊那へどの位の量、飯田へどの位の量を運ぶと示さないと。</li> </ul>

### (3) 今後の予定について

- 10月～11月(予定)

関係する5区(古町区、上新井区、名子区、大島区、上片桐区)において説明会を開催

- 12月(予定)

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第12回〕を開催

➤ 関係5区における説明会の結果報告

## 松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日  
告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
  - (2) 町議会議員
  - (3) 識見を有する者
  - (4) 行政関係機関及び関係団体代表
  - (5) 公募委員
  - (6) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。